



金 沢 市 公 報

第 3 0 5 3 号

令和3年(2021年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について (")	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	2
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術を担当させる機関の廃止について (")	2
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	3

○都市計画の変更について (都市計画課)	3
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4
○道路の供用の開始について (")	4
● 公 告	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	4
○金沢市屋外広告物等に関する条例の規定に基づく屋外広告物講習会の開催について (景観政策課)	4
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和3年第9回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	6

告 示

●金沢市告示第275号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
子来町地内	自 転 車	5台
元町1丁目地内	自 転 車	1台
下本多町六番丁地内	自 転 車	3台
神野1丁目地内	自 転 車	1台
豊国町地内	自 転 車	4台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和3年8月1日から同月31日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和3年9月21日から令和4年3月20日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
痛みとストレスのクリニック	金沢市増泉1丁目17番22号	令和3年8月1日
クスリのアオキ桂薬局	金沢市桂町イ122番地3	令和3年8月1日
クスリのアオキ東力薬局	金沢市東力4丁目45番地	令和3年8月1日
クスリのアオキ藤江南薬局	金沢市藤江南3丁目75番地4	令和3年8月1日
北陸薬局	金沢市神谷内町ハ23番地5	令和3年7月1日
金沢はっぴいクリニック	金沢市伏見台1丁目1番1号	令和3年8月1日

●金沢市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
SOMPOケア 金沢笠舞	金沢市笠舞1丁目8番18号 北国パレス1階	金沢市笠舞1丁目8番18号	令和3年7月1日

●金沢市告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を辞退する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
井東歯科医院	金沢市大手町1番12号	令和3年8月31日

●金沢市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14

条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
渋谷 利之	学校法人木島学園 木島接骨院大額院	金沢市大額3丁目165番地	令和3年8月14日

●金沢市告示第280号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750103085	放課後プラスえきにし教室	金沢市北町乙60番地1 1階107号室	こどもプラスかなざわ株式会社	金沢市泉野出町3丁目11番3号NSビル3階	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和3年9月1日
1750103093	ともしびの家-KODATSU NO-	金沢市三口新町1丁目5番1号メゾン・アグリーアップル1F・D号室	一般社団法人LYHTY	金沢市春日町2番17号	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和3年9月1日

●金沢市告示第281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105527	Sora あわがさき	金沢市粟崎町3丁目303番地2	社会福祉法人あおぞら福祉会	金沢市粟崎町5丁目3番地1	短期入所	身体障害者 知的障害者	令和3年9月1日
1720105376	Sora あわがさき	金沢市粟崎町3丁目303番地2	社会福祉法人あおぞら福祉会	金沢市粟崎町5丁目3番地1	共同生活援助	身体障害者 知的障害者	令和3年9月1日
1710105519	インテグラルワークス 金沢中央	金沢市二口町ハ6番地1 マサミハイネス105号室	株式会社インテグラルウェルフェア	金沢市二口町ハ15番地8	就労継続支援A型	特定なし	令和3年9月1日

●金沢市告示第282号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を

更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市栗崎町4丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	金沢市栗崎町4丁目 地区地区計画
	金沢市湊3丁目、近岡町及び御供田町の各一部		金沢港東部工業用地 地区地区計画

●金沢市告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年9月21日から同年10月5日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
一 般 市 道	準 幹 線 556号 金 石 ・ 大 野 線	金 石 西 1 丁 目 176番 1先から	旧	7.1～7.5	8.0
		金 石 西 1 丁 目 176番 1先まで	新	8.8～9.1	8.0
一 般 市 道	本 町 1 丁 目 線 9号	本 町 1 丁 目 152番 1先から	旧	6.5～8.3	90.5
		本 町 1 丁 目 48番 先まで	新	12.5～23.7	90.5

●金沢市告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年9月21日から同年10月5日まで一般の縦覧に供します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
本 町 1 丁 目 線 9号	本 町 1 丁 目 152番 1先から	令和3年9月22日
	本 町 1 丁 目 48番 先まで	

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を令和3年9月21日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第32条第1項の規定により屋外広告物講習会を開催するので、金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）第27条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和3年9月21日

- 1 講習会の日時
令和3年11月5日(金) 午前9時15分から午後5時まで
- 2 講習会の場所
金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 3 受講対象者
屋外広告物に携わる者(定員30名)
- 4 講習の科目
 - (1) 屋外広告物に関する法令
 - (2) 屋外広告物の表示の方法
 - (3) 屋外広告物の施工
- 5 講習の免除
次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4の(3)に掲げる屋外広告物の施工の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込書に添えて提出すること。
 - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者
- 6 受講申込書の受付期間
令和3年9月24日(金)から同年10月15日(金)まで(必着)
- 7 受講申込書の提出先
金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階
石川県屋外広告業協同組合
- 8 講習手数料
2,500円
- 9 問合せ先
金沢市都市整備局景観政策課
電話 (076)220-2364
石川県屋外広告業協同組合
電話 (076)222-6223

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和3年9月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市中屋南617番、618番、621番及び622番の各一部、中屋町西826番1、826番3、826番4、834番1から834番4まで、878番1、879番1、879番2、879番4、880番、881番1、881番2、881番4、882番1及び883番3並びに福増町上90番3、金沢市道敷の一部並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市長 山野 之義	道路 金沢市中屋町西826番4、834番3、834番4、878番1、879番1、879番4、880番、881番1、881番4及び882番1並びに金沢市道敷の一部 水路 金沢市中屋南617番、618番、621番及び622番の各一部並びに中屋町西883番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市中屋町西834番2及び879番2 公園 金沢市中屋町西826番3及び881番2
金沢市八田町東893番1	金沢市八田町東1356番地 横川 文彬	

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和3年第9回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年9月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和3年9月28日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎職員研修所大研修室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 非農地証明願について
- (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

令和3年(2021年)9月21日 印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)9月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	